

平成 15 年度第 4 回法務委員会議事抄録

日 時 平成15年7月8(火) 1300～1730
場 所 操縦士協会事務局
平成15年度第3回法務委員会議事録確認

1. JL706 事故公判記録、JAL 機長組合リンクの件

運航技術委員長と調整の結果、公判記録は入手でき次第HPにアップする。また機長組合HP当該記録へのリンクの件は、今後機長組合HPそのもののリンクの方向で取り組むこと。代わりにJAPAとして運航技術的観点からの検討も加えた見解文を新たにP誌、HPに発表するべく、運航技術委員会と連名で常務理事会に提出する。

本日、出席委員が少なかったため。運航技術委員長から送られてきた「706 事故裁判を考える」はMLにて委員全員に周知することとした。

3. 来る7月16日のJL706 事故裁判に、法務委員会から1名委員を傍聴に派遣する。

4. 焼津上空 JL907 便事故、書類送検に関して法務委員会としての見解の件

松岡顧問弁護士のアドバイスを受け理事会に提出した見解文が202回理事会にてさらに修正され、JAPAのHPに掲載された経緯について委員長より説明があった。本見解はP誌7月号にも掲載される。

5. 小型機事故に対する取り組み

担当委員より提出された資料に基づき今後HPに掲載する予定の原稿を検討した。内容についてMLにて欠席委員の意見も聴取することとした。

また本件に関して以下の意見があった。

- ・ 自家用の会員は事故を起こせば全て個人に責任が生じ、一人で弱い立場に立たされる。
- ・ JAPAに対し全く支援を期待していない人と、反対に会員である以上何らかの支援を期待する人がいて両極端である。
- ・ 事故情報は小型機に関しても業界紙にも載るので委員会として担当者を決めれば把握は出来るし、HPのアップデートも可能である。
- ・ 司法関係への取り組みは小型機に関しても目を向けてもらいたい。
- ・ クラブパイロットの事故が少ないことに学ぶものがある。

6. 過失の定義とは・過失認定に伴う問題点。

本日用意された資料は専門的すぎて難解であった。認定のあり方そのものがおかしいから罪にされようとする。また本件は漠然としていてもっと問題点を絞り込む必要がある。しかしその具体的手法が上手く整理できない。

以上のような理由から過失認定のあり方についてどのように取り組めばよいか、どう絞り込めばよいか法律の専門家にレクチャーを受けることとする。なお時期については9月の委員会を目処に委員長が調整する。またこの問題について委員会が一定の議論を重ねてのち再度御指導を受けることとする。

7. 操縦士協会のビジョンについて

202回理事会にて表記の討議がなされたが結論にはいたらず継続して検討される旨、委員長より説明があった。委員からは以下の意見があった。

- ・ この種の提言が形だけのものにならないよう注意する必要がある。
- ・ これらにいざ取り組むとなるとかなりのエネルギーが必要だ。本当に出来るのか。
- ・ 本来、国自体でやるべき事が記載されている。会員のためのビジョンでなければならない。
- ・ 早急に結論を出すのは考えものだ。時間をかけてもらおうと共に、より多くの会

員の意見を聴取し反映する必要がある。

8. IFALPA SAFTY SEMINOR 出席報告

さる6月9日行われた標記セミナーに、委員長が個人的に出席し、事故解析委員会委員長はじめ、3氏のプレゼンテーションを見聞した。内容について報告があった。

次回の法務委員会は9月9日（火）予定。

以上